

医 薬 第 2 1 8 1 号
令和2年（2020年）1月6日

各保健所設置市保健所長
各道立保健所長 様

（北海道）保健福祉部
地域医療推進局医務薬務課長
健康安全局地域保健課長

医師法施行規則等の一部を改正する省令について

このことについて、厚生労働省医政局長及び同省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴所管内の郡市医師会、歯科医師会及び薬剤師会あて周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道歯科医師会及び一般社団法人北海道薬剤師会には別途通知しております。

〔 連絡先 TEL 011-231-4111（代表）
医務薬務課医務薬務G（内25-352）
地域保健課健康づくりG（内25-529） 〕